

須坂市中小企業DX推進支援業務委託
プロポーザル企画提案実施要領

2025年5月

須坂市

産業振興部 産業連携開発課

目次

1. 事業の目的	2
2. 契約期間	2
3. 事業概要	2
4. 提案上限金額	2
5. 参加資格条件	2
6. 企画提案スケジュール	3
7. 本市が提供する資料	3
8. 参加申込みについて	3
9. 質問について	3
10. 企画提案書等の提出	4
11. プレゼンテーション審査	4
12. 審査、契約候補者の決定	4
13. 契約に関する条件	5
14. その他	5
15. 問合せ、書類提出先	5

1. 事業の目的

中小企業の人手不足・人材確保は大きな課題であり、あわせて人材不足などにより AI・IoT の導入も遅れている企業が多く、競争力の低下や生産性の向上が図られないという課題がある。こうしたことから市内の中小企業のデジタル化を支援することにより、生産性の高いものづくりやサービス産業を作ることが目的として、事業を行うものである。

2. 契約期間

委託期間：契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

3. 事業概要

(1) 事業名

須坂市中小企業DX推進支援業務委託プロポーザル

(2) 事業内容

「須坂市中小企業DX推進支援業務委託プロポーザル要求仕様書」の通り

4. 提案上限金額

以下の金額は、契約額の上限であり、この金額での契約を保証するものではない。

(1) 委託費用

金 9,014,500 円（消費税及び地方消費税額を含む）

5. 参加資格条件

提案書提出に関する事業者の参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において、2025 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること。※
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。

※須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は、たとえ本件に係る提案があっても選定事業者の対象としない。須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に関することについては、須坂市総務部財政課電話 026-248-9016(課専用)へ問い合わせること。

6. 企画提案スケジュール

以下のスケジュールにて選定を行うこととする。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 提案事業者の募集開始 | 2025年5月13日(火) |
| (2) 提案参加申込書提出締切り | 2025年5月20日(火) |
| (3) 質問の締切り | 2025年5月23日(金) |
| (4) 質問に対する回答 | 2025年5月28日(水) |
| (5) 提案書・見積書提出締切り | 2025年6月3日(火) |
| (6) 審査(プレゼンテーション審査) | 2025年6月9日(月) |
| (7) 選定結果通知 | 2025年6月中旬 |
| (8) 契約交渉 | 2025年6月下旬 |
| (9) 契約締結 | 2025年7月上旬 |

※ スケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更する場合がある。

7. 本市が提供する資料

本市からは以下の資料を提供する。提案事業者からの質問等の回答として追加で資料を提供する場合がある。

- (1) 企画提案実施要領(本書)
- (2) 要求仕様書
- (3) プロポーザル評価基準
- (4) 参加申込書(別紙1)
- (5) 参加辞退届(別紙2)
- (6) 質問書(別紙3)
- (7) 見積総括表(別紙4)

8. 参加申込みについて

参加申込みは下記の通り行うこと。

- (1) 提案に参加する場合は次の書類各1部を2025年5月20日(火)午後5時までに提出すること。(郵送の場合は期限までの必着とする)
 - ① 参加申込書(別紙1)
 - ② 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し
- (2) 申込み後、参加を辞退する場合は参加辞退届(別紙2)を2025年5月28日(水)午後5時までに提出すること。

9. 質問について

本事業について質問がある場合は下記の通り行うこと。

- (1) 質問は質問書(別紙3)に記入し、E-mailで提出すること。
- (2) 質問期限は2025年5月23日(金)午後5時までとする。

- (3) 質問に対する回答は 2025 年 5 月 28 日(水) 午後 5 時までに市ホームページに掲載する。
ただし、提案するシステム仕様の詳細に関する事などホームページに掲載することが適当でない
と市が判断した場合は、質問者のみに E-mail 等で回答し、他事業者には参加申込書を提出いた
いた後に個別に説明する場合がある。
- (4) 質問期限を過ぎた問い合わせには、原則として回答しない。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書等は下記の通り提出すること。

- (1) 次の書類について正本 1 部、副本 6 部を 2025 年 6 月 3 日(火) 午後 5 時までに提出すること。(郵
送の場合は期限までの必着とする)
 - ① 企画提案書
 - ② 見積総括表(別紙 4)
- (2) 企画提案書の様式は、パワーポイント A 4 横書き両面印刷とすること。(構成上やむを得ない箇所
は A 3 折りたたみ、片面印刷でも可。)
- (3) 企画提案書には簡潔に以下の内容を記載すること。また、別紙「プロポーザル評価基準」で「技術
審査」に記載の内容を含めること。
 - ① 会社概要
 - ② 提案のポイント、特徴
 - ③ 業務スケジュール
- (4) 見積総括表は下記の項目を記載すること
 - ① セミナー開催に係る経費
 - ② 伴走支援に係る費用
 - ③ 成果報告会に係る費用
 - ④ 独自の提案事項に係る費用
- (5) 上記書類のデータ一式を CD-R で 1 部提出すること。

11. プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は以下の通り実施する。

- (1) プレゼンテーション審査は 2025 年 6 月 9 日(月)に須坂市役所で実施する予定であるが、状況によ
り Web 会議形式で実施する場合がある。
- (2) 時間等の詳細は提案事業者へ別途連絡する。
- (3) プレゼンテーションは、原則、企画提案書に沿って実施するものとする。
- (4) プレゼンテーションでは簡単なデモを実施すること。

12. 審査、契約候補者の決定

- (1) プレゼンテーション審査により、選定委員会において契約候補者を選定する。
- (2) 選定委員会は、別紙「評価基準」記載の評価項目について、提出された企画提案書、プレゼンテー
ション及び質疑応答の内容を公平かつ客観的に評価し、提案価格と合わせて 200 点満点で採点を

行う。

- (3) 選定委員会において審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。
- (4) 評価点が同点で契約候補者が複数になった場合は、評価基準の区分「コストの妥当性」に関する提案内容の得点の高い順に順位をつけるものとする。
- (5) 提案が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。
- (6) 選定結果は、郵送または電子メールにて提案事業者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。
なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

13. 契約に関する条件

- (1) 契約候補者と最終的な仕様について協議した上で契約交渉を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次点者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (2) 契約に関わる条項等は、別に定める契約書（案）のほか須坂市財務規則の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、須坂市財務規則第124条第3号の規定に該当する場合は契約保証金の一部または全部の納付を免除する。

14. その他

- (1) 企画提案の取扱い
 - ① 企画提案及び付属資料の提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
 - ② 企画提案の著作権は、その提案事業者に帰属する。
 - ③ 採用企画提案の使用権は、須坂市に帰属する。
- (2) 失格の条件
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - ② 提案内容の全部または一部が本要領および仕様書に適合しない場合。
 - ③ 提案内容に虚偽が認められた場合。
 - ④ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作を行った場合。
 - ⑤ 本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員または、関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (3) 秘密保持
本事業の受託者は、本事業において知り得た情報(周知の情報を除く)を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

15. 問合せ、書類提出先

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂 1295 番地の1 シルキービル 2階

須坂市産業振興部 産業連携開発課(担当：高瀬)

TEL:026-248-9033 (課専用)

FAX:026-246-3489 (課専用)

E-mail:sangyo@city.suzaka.nagano.jp